

議事概要

令和4年度 第1回 周南市環境審議会技術調査会

1. 日 時：令和5年1月10日（火）13時30分～15時20分
2. 場 所：周南市役所 本庁舎 1階 多目的室(周南市岐山通1-1)
3. 出席者：委員15名、説明者7名（東ソー株式会社6名、株式会社東京久栄1名）、事務局6名
4. 配付資料
 - 資料1. 次第
 - 資料2. 技術調査会委員名簿
 - 資料3. 配席図
 - 資料4. 周南市環境審議会条例
 - 資料5-1. 東ソー株式会社南陽事業所 バイオマス発電設備新設に伴う環境保全対策について（資料－①）
 - 資料5-2. 東ソー株式会社南陽事業所 第2発電所 バイオマス発電設備新設に伴う環境保全計画（資料－②）
 - 資料5-3. 東ソー株式会社南陽事業所 自主的な環境影響評価（環境アセスメント）（資料－③）
 - 資料5-4. 株式会社東京久栄「東ソー南陽事業所第2発電所バイオマス発電設備新設計画に係る環境自主アセスメント報告書」
 - 資料6. 周南市騒音・振動規制法指定地域図及び周南市悪臭防止法規制地域図の見直しについて

5. 内容

事務局より、会議は、技術調査会委員19名中15名の出席があり、会議の開催定数である過半数に達していることを報告。

(1) 委員長及び副委員長の指名

委員長として浮田委員、副委員長として芳原委員が指名された。

(2) 議題1 東ソー株式会社 南陽事業所

第2発電所バイオマス発電設備新設に伴う環境保全計画について
(法人に関する秘匿情報を扱うため、議事録は非公表とする。)

(3) 議題2 周南市

周南市騒音・振動規制法指定地域図及び周南市悪臭防止法規制地域図の見直しについて

周南市環境政策課より、資料6を用いて説明を行い、その後質疑を受けた。

委員長：市民サイドからしたら悪臭、騒音、振動の問題は、非常に関心のある問題と思いますが。

委員A：過去のデータをまとめていただいて、過去の苦情は解決済みであるか。

周南市：相談者には納得いただくような形で終了しているものである。

委員長：原因不明とは、どのような要因で不明となるのですか。

周南市：いただく情報量が少ないことなどの要因や、悪臭となると発生源調査のため相談者と同じ臭いを職員が感じる必要があり、同じ臭いを感じる機会が乏しかったり、同じ臭いを感じたとしても発生源を特定できなかったりすることによるものです。相談者が感じる音、揺れについても、職員は感じなかったりすることもある。それで原因不明ということで対応しており、相談者に対して、再度、臭い等があるときにご相談いただく形で対応しています。

委員長：PKSによる臭いが4件ありましたが、具体的には。PKSを扱っているところは限られていますよね。

周南市：はい、場所は2箇所を、具体的な企業名は差し控えさせていただきますが、特定しています。気象条件によって、市街地へ臭いがくる場合があると把握しています。風が強ければ臭いが拡散され薄まり臭わず、無風であれば市街地に臭いが届かずですが、市街地に向かった穏やかな風が続く場合に限り、臭いを感じるようになるという状況です。扱う企業では、臭いが強いPKSは購入を止めたりし、臭いの少ないPKSへ切り替えることにより、苦情相談も少なくなっていると感じています。

委員長：宇部の場合、工場の近くで時々臭うと思うのは、電気炉。屑鉄から鉄を再生するところから時々臭う。気象状況による。あまり頻繁ではない。プラスチックなど燃やしたりすることもあると思うが、そういうところの臭いを感じることは周南市の場合はないのでしょうか。

周南市：まったくないということではないですが、地域と風向きによって、風向きに当たる企業に確認してもらい、定修時に出る臭いを認識していただき改善した事例もあります。最近では、陸地ではなく、タンカーのページの臭いも認識しており、そういったものも認識しながら対応している状況である。

委員長：土壌を掘り起こしたら、その臭いがあるとあるが、そういう場所もあるのですか。

周南市：残土から臭いが発生した事案ですが、一時的な工事の作業によるもので原因が判明し、恒常的なものではなく、解決しております。

委員長：悪臭の測定は、環境省のホームページをみても、とても複雑でわかりにくい。市の職員の経験的などころで説明してもらえないでしょうか。

周南市：悪臭は、臭いで物質がすぐ特定できればよいのですが、なかなかわからないため、職員が臭いを嗅いで、臭いの濃い方向などから発生源特定をまず行うよう努力している。しかし、臭いもずっとする臭いであればよいのですが、一瞬のものについても苦情相談を多くいただいており、また臭いが強い

ときに調査することで対応している。コンビナート企業に対して、可能性のある場合は、情報提供させていただいている。製造現場の方は、その臭いに慣れており感じない場合が多く、環境部門の方に市街地に出させていただいて、臭いを確認いただいていることも行っている。悪臭防止法の測定となると、現状の苦情の状況でいうと、そのような案件は出てきていないと感じています。

委員A:PKSによる悪臭は、原因確定しているわけですか。対策中ということか。解決する見通しは。

周南市:PKSは、PKS自体の質によるものであり、発酵が進んだものは臭いが強く、状態の良いものは臭いが出ないことから、受入検査の強化や、事業所内での置き場も市街地から遠い場所を選定し、地元の自治会へPKS搬入時は事前連絡を行い臭いがした場合はご連絡くださいとしている対策を行っており、4、5年前に比べると極端に苦情は減っているという状況です。

委員長:市から提案のあった見直しについては、悪臭関係で熊毛地域の特例地域を指定なしへ変更すること、それ以外は現状踏襲ということで、環境審議会へ報告させていただきます。

限られた会議の時間内で発言できなかった委員の意見があれば、事務局へ明日(1月11日)まで提出することとし、いただいた意見をまとめて環境審議会に報告することで、委員の了承を確認し、会議を終えた。